

## 広島県農業会議第3回常任会議員会議議事録

- 1 日 時 平成23年6月17日(金)午後1時30分から午後2時12分
- 2 場 所 広島市中区鉄砲町 広島県土地改良会館会議室
- 3 出席会議員(12名)

|           |           |            |           |
|-----------|-----------|------------|-----------|
| 1番 安福 孝昭  | 2番 梶原 安行  | 3番 佐々木信幸   | 4番 林 武彦   |
| 6番 近廣 多郎  | 8番 大元 活男  | 9番 石田 文雄   | 10番 中谷 憲登 |
| 11番 中原 照雄 | 12番 宮脇 勝博 | 13番 卜部 百合子 | 15番 下垣 雅史 |
- 4 欠席会議員(7名)
- 5 審議事項

|       |                       |
|-------|-----------------------|
| 第1号議案 | 農地法第4条第3項の規定による諮問について |
| 第2号議案 | 農地法第5条第3項の規定による諮問について |
- 6 情報交換(1号常任会議員のみ)
  - (1) 改正農地法の適正な運用について
- 7 県及び市町農業委員会職員出席者
  - (1) 広島県

|            |     |       |
|------------|-----|-------|
| 農林水産局農業技術課 | 主 幹 | 橋本 義彦 |
| 農林水産局農業技術課 | 専門員 | 大瀬戸啓介 |
  - (2) 市町農業委員会

|          |      |       |
|----------|------|-------|
| 広島市農業委員会 | 主 査  | 小田 政明 |
| 呉 市農業委員会 | 主 事  | 平本 尚徳 |
| 竹原市農業委員会 | 事務局長 | 西原 正教 |
| 竹原市農業委員会 | 主任主事 | 村尾 裕基 |
| 三原市農業委員会 | 次 長  | 北山 静美 |
| 三次市農業委員会 | 主 任  | 渡邊 英俊 |
| 庄原市農業委員会 | 主 任  | 岸 泰弘  |
| 世羅町農業委員会 | 係 長  | 中島 誠治 |
- 8 広島県農業会議

|       |       |
|-------|-------|
| 事務局長  | 木原 政弘 |
| 次 長   | 小林 修二 |
| 農地相談員 | 江上 正一 |
| 業務課長  | 龍尾 満弘 |
- 9 議事内容

事務局

ただ今から、平成23年度第3回常任議員会議を開会いたします。

本日は、滝口会長が市長の公務のため欠席となりましたので、中谷副会長に代理を務めていただきます。

開会にあたり、中谷副会長がご挨拶を申し上げます。

中谷副

皆さん、こんにちは。

会長

先ほど事務局からもお話がございましたように、市の議会が始まっておりまして、本日は滝口会長が出席できないため、私が会長に代わり、開会にあたりましてご挨拶を申し上げます。

本年度、第3回の常任議員会議を開催しましたところ、議員の皆様には、大変お忙しい中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

まずはじめに、去る5月26日に開催されました、平成23年度全国農業委員会会長大会の概要についてご報告いたします。

この大会には、広島県から19名が出席し、「東日本大震災と東京電力原子力発電所事故に関する特別要請決議」、「TPP交渉への参加撤回を求める緊急要請決議」並びに「食と農林漁業の復興・再生に向けた政策提案決議」を行い、大会終了後には、決議内容の実現に向けて、15名の本県選出国議員に対して要請活動を実施しました。

大会に出席された会長さんには、大変ご苦労さまでございました。あらためて、お礼を申し上げます。

さて、本年2月以降取り組んでまいりました「TPP交渉参加反対全国1千万人署名」につきましては、JA全中の6月9日時点の中間集計結果では、1,120万人を突破し、目標を超えております。

震災を受けて、政府は6月としていたTPP交渉参加の是非の判断時期を先送りしましたが、財界やマスコミは参加すべきとの主張を続けており、これに呼応するかのように一部の閣僚が早期の判断を示唆するなど、議論が再浮上する懸念もあります。

会長大会の決議のとおり、東日本大震災からの復興や、福島第1原発事故の終息

が最優先と強調し、引き続き、交渉への参加反対を県民に広く呼びかけていくことが必要と考えております。各地域・職場でのご尽力をお願いします。

次に、平成22年度事業報告及び会計決算報告、並びに役員・監査委員の改選等を行うため、8月12日（金）に第92回総会を開催します。会議員の皆様には、ぜひご出席いただきますようお願いいたします。

さて、本日の会議は、広島市ほか15市町の農業委員会会長から諮問のありました農地法第4条、第5条関係についてご審議をいただきます。

そのほか、1号常任議員による情報交換としまして「改正農地法の適正な運用について」を予定しております。

それでは、どうか慎重なご審議をいただきますようお願い申し上げ、ご挨拶いたします。ありがとうございました。

事務局

ありがとうございました。

それでは、これより会議に入ります。

事前に送付しております諮問資料は、その後の変更はございません。ご持参いただきました諮問資料が正本となりますので、ご了承願います。

会則第37条及び農業会議規則第5条の規定により、副会長が議長を務めさせていただきます。

中谷副会長、どうぞよろしく願いいたします。

議長

それでは、私が議長を務めさせていただきます。

本日の出席会議員数をご報告いたします。

常任会議員総数19人、うち本日の出席は12人です。

出席者が過半数に達しておりますので、本会議会則第32条の規定により、会議は成立いたします。

議事録署名者を私の方から指名させていただきます。

●番 ●●会議員、●番 ●●会議員をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

これより審議に入ります。

今回、諮問のありました農地法関係議案の概要につきまして、事務局からご説明

します。

事務局

(諮問概要説明)

今月分の諮問案件の概要を説明いたします。

資料4 ページ上段「総括表(県合計)」の全体集計分をご覧ください。

最下段「計」欄にありますように、延べ27、実16市町農業委員会から87件、33,883.25㎡、うち「4条」関係が11市町農業委員会から40件、9,994.44㎡、「5条」関係が16市町農業委員会等から47件、23,888.81㎡となっております。

次に、5ページの「転用目的別一覧表」の合計をご覧ください。

主要なものを見てもみますと、件数では、「住宅」が33件で37.9%、次いで「その他」が26件で29.9%、「駐車場」が18件で20.7%、「資材置場」が4件で4.6%、「農業用施設」が3件で3.4%となっており、面積では、「住宅」が13,437.34㎡で39.7%、次いで「駐車場」が10,458.91㎡で30.9%、「その他」が3,857.00㎡で11.4%、「農業用施設」が2,014.00㎡で5.9%、「商業用店舗」が1,783.00㎡で5.3%となっております。

以上で「今月分の諮問案件」の総括説明を終わります。

なお、「主要案件」については、関係の市町農業委員会から後ほど説明いたします。どうぞよろしく願いいたします。

議長

ただ今の説明について、ご意見ご質問がございましたらお願いいたします。

常任会  
議員

(質疑、特になし)

議長

ないようです。それでは、第1号議案「農地法第4条の規定による諮問について」を議題といたします。

関係の農業委員会から、順次ご説明をお願いいたします。

それでは、三原市農業委員会からお願いします。

三原市  
農業委  
員会

三原市農業委員会です。

資料1の1ページ及び資料3の1ページをご覧ください。

1番の案件について説明いたします。

●●氏によります、宅地拡張への転用事案です。

申請人は、三原市に居住する兼業農家です。

このたび、居住している宅地が狭く、車の旋回などで不自由しており、宅地の拡張を行い、庭敷として利用するため申請地を転用しようとするものです。

申請地は、●●地区として平成22年度に実施された県営経営体育成基盤整備事業により整備された第1種農地です。

本件は、農地法施行規則第37条の第5号「土地改良法第7条第4項に規定する非農用地区域と定められた区域内にある土地を当該非農用地区域に係る土地改良事業計画に定められた用途に供する場合」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。

三次市  
農業委  
員会

三次市農業委員会です。

資料1の2ページ及び資料3の2ページをご覧ください。

1番の案件について説明します。

●●氏によります、農家住宅転用事案です。

●●氏は、三次市●●町に居住しています。

このたび、申請人の後継者が移住することになり、現在の住居は老朽化しており、また手狭であることから、申請地に新たな農家住宅を建設するため転用しようとするものです。

申請地は、三次市役所●●支所から北西へ3kmの所にある第1種農地です。申請地は、●●工区として昭和62年度から平成2年度にかけて実施された土地改良総合整備事業で整備された第1種農地です。

周辺は第1種農地ばかりであり、ほかに適当な土地もないことから、やむなく申請地を選定しました。

本件は、農地法施行規則第33条第4号「周辺地域において居住する者の日常生

活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

2番の案件について説明します。

資料1の2ページ、資料3の3ページをご覧ください。

●●氏によります、宅地並びに進入路への転用事案です。

●●氏は、三次市●●町に居住しています。

このたび、申請人の倉庫、宅地への進入路整備並びに宅地拡張のため、転用しようとするものです。

申請地は、三次市役所●●支所から南西へ1kmの所にある第1種農地です。申請地は、●●地区●●工区として昭和53年度から昭和59年度にかけて実施された団体営ほ場整備事業で整備された第1種農地です。

周辺は第1種農地ばかりであり、他に適当な土地がないことから、やむなく申請地を選定しました。

本件は、農地法施行規則第33条第4号「周辺地域において居住する者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

以上2件は、事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。

なお、農振農用地区域からは除外見込みです。

世羅町  
農業委  
員会

世羅町農業委員会です。

資料1の3ページ及び資料3の4ページをご覧ください。

1番について説明します。

●●氏によります、農家住宅への転用事案です。

●●氏は、世羅町に居住する農業者です。

●●氏は、後継者が、現在、離れた所に居住しておりますが、近隣へ帰ってきて居住するということになり、その後継者が居住するための住宅を建設するため転用しようとするものです。

申請地は、世羅町役場●●から北西へ約5kmに位置し、●●地区として平成6年から平成12年にかけて実施された団体営ほ場整備事業により整備された第1種農

地です。

近隣の農地はすべて第1種農地であり、他に適当な土地もないことから、やむなく自宅に近い申請地を選定したものです。

本件は、農地法施行規則第33条第4号「周辺地域に居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。

なお、農振農用地区域からは除外見込みです。

議 長

以上で説明が終わりました。

ここで、常任議員による農地法諮問案件に係る事前現地調査といたしまして、農地法第4条の規定に基づき、三原市農業委員会から諮問があり、先ほど農業委員会より説明のありました転用案件について、6月13日に●●常任議員、●●会議員を調査員とし、地元農業委員会の立ち会いのもと、現地調査を行いました。

その調査報告を、●●常任議員さんをお願いいたします。

●●常  
任会  
議  
員

三原市農業委員会の諮問案件について（報告）

●●です。ご案内のように、調査日時は平成23年6月13日14時から行いました。該当農業委員会は三原市農業委員会です。調査員は、私、●●と、世羅町農業委員会会長の●●さん、立会人としては、三原市農業委員会の●●会長と事務職員さん、広島県農業会議から●●事務局長と●●さんです。

調査案件は、先ほどご報告にありましたように、宅地の拡張、すなわち庭敷の拡張の第4条でございます。

所在地は三原市●●町で、地目が田、面積は820㎡、田で第1種農地、申請人は●●さんで、宅地の拡張ということです。

調査方法ですが、宅地拡張、転用への妥当性を基本として調査しました。

申請地の状況ですが、申請地は三原市役所●●支所から北へ5kmの位置にありまして、ほ場整備中の区域の端で、写真でありますように宅地の前に隣接した細長い土地でございました。

申請の理由ですが、三原市●●町●●の兼業農家で、このたび、居住している宅地が狭く、写真のように車の旋回が不自由であるということで、庭敷を広くすることが基本のようでした。宅地の前は自分の土地ですが、ほかにあるように見えませんし、裏は山ということで、異種目換地を受けて宅地の拡張のため本申請地を選定されたようです。

本申請地は第1種農地ではありますが、「土地改良法第7条第4項の規定する非農用地区域と定められた区域内にある土地を当該非農用地区域内に係る土地改良事業計画に定められた用途に供する行為」として、「第1種農地の不許可の例外」に該当し、申請人の事業規模、立地条件から、転用理由・土地選定・転用面積ともにやむを得ないものと認められます。

申請地の位置・転用内容及び被害防除措置計画等から判断して、周辺農地の営農条件に悪影響が生じるおそれはないと認められます。

農振農用地からは除外済みです。土地改良法に伴う換地計画済みで、異種目換地指定を受けておられます。

隣接工区では、現状、ほ場整備が大々的に施行されておまして、私の感じでは、正面だけで見ますと、庭敷きとしては820㎡では広すぎではないかと感じるのですが、現場へ行って見ますと、写真の左にありますように、家の前に細長い田んぼがございまして、現況は残土をもう入れられておりますが、のり面等を考えると必要なのではないかなと見受けました。

また聞きますと、今、娘さん夫婦が帰っておられるということですので、将来、住宅をしっかりと整備していただいて、安心して農家の担い手になってもらうためにも、許可が妥当であると確信しておりますのでよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。詳しくご説明いただきました。

ただ今、説明のありました案件と、それ以外の案件について、合わせて40件の諮問を受けております。

これらについて、ご意見ご質問があればお願いいたします。

常任会  
議員

(質疑、特になし)



議 長           ご質問がないようなので、採決に入ります。  
第1号議案は、「諮問のとおり許可されることに異議ない」旨、答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

常任会           (挙手)       【挙手の数の確認】  
議員

議 長           挙手全員でございます。第1号議案は、「諮問のとおり許可されることに異議ない」旨、答申いたします。

                  続きまして、第2号議案「農地法第5条の規定による諮問について」を議題いたします。

                  関係の農業委員会から、順次ご説明をお願いいたします。

                  それでは、竹原市農業委員会からお願いします。

竹原市           竹原市農業委員会です。

農業委           資料1の4ページ及び資料3の5ページ、6ページをご覧ください。

員会           1番から3番につきましては、同一案件ですので一括して説明します。

                  医療法人社団 ●●によります、駐車場への転用事案です。

                  医療法人社団 ●●は、竹原市●●町で総合病院を開設し、その後、介護福祉サービス関連施設も病院施設に併設し運営を行っています。現在、職員並びに来院者の駐車場の不足しているため、申請地を取得し、駐車場用地として整備しようとするものであります。

                  申請地は、竹原駅●●から北へ約1,300m、●●小学校より西へ約200mに位置する第3種農地で、都市計画法に定める用途地域内（準工業地域）にあります。

                  事業規模から見ても適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められます。

                  しかし申請地は、1番については転用途中の状況にあり、2番及び3番については既に転用済みの状況になっていることから、無断転用に至った経緯等について整理し、始末書の提出を求めたところ、転用に至った経緯が一定に整理され、他の審

査基準等も適合しており、転用はやむを得ない状況であると総合的な判断がなされたことから、許可妥当と判断し諮問しました。

なお、4月11日の申請書提出時、1番については、これ以上転用工事を行わないよう指導を行い、転用事業者は転用行為停止指示に従い、転用工事を現在は中断し、無断転用行為の謝罪と法令遵守の意向を記した始末書を提出しております。今後の転用工事は、農地法第5条の許可後に行われる予定であります。

三次市  
農業委  
員会

三次市農業委員会です。

資料1の7ページ及び資料3の7ページをご覧ください。

●●氏によります、墓地への転用事案です。

●●氏は、広島市●●区に居住しています。

このたび、●●さんの墓地が必要になり、兄である譲渡人の●●さんの土地を譲り受け、墓地を造成するために転用しようとするものです。

申請地は、三次市役所●●から南西へ9kmの所にある第1種農地です。

申請地は、●●地区として、平成2年度から平成13年度にかけて実施された土地改良総合整備（一般）事業で整備された第1種農地です。

周辺は第1種農地ばかりであり、他に適当な土地がないことから、やむなく申請地を選定しました。

本件は、農地法施行規則第33条第4号「周辺地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

なお、墓地埋葬法許可見込み、並びに農振農用地区域からは除外見込みです。

議 長

以上で、説明が終わりました。

ここで、常任議員による農地法諮問案件に係る事前現地調査といたしまして、農地法第5条の規定に基づき、竹原市農業委員会から諮問があり、先ほど農業委員会より説明のありました転用案件について、6月13日に●●常任議員、●●会議員を調査員とし、地元農業委員会の立ち会いのもと、現地調査を行いました。

その調査報告を、●●常任議員さんをお願いいたします。

●●常  
任会議  
員

竹原市農業委員会の諮問案件について（報告）

失礼いたします。●●です。

現地調査を6月13日10時30分から11時45分に行いました。該当農業委員会は竹原市農業委員会、調査員として●●と、大崎上島町農業委員会会長の●●さん、立会人としましては、竹原市農業委員会の●●会長さんと事務局さん、それから広島県農業会議の●●事務局長さんと●●さん。

調査案件ですが、これは病院の職員駐車場への転用案件で、農地法第5条の賃借権によるものでございます。6ページに詳しい図面がついております。申請番号1と2の農地というのが右側へ赤色で塗ってあるところ、申請番号3の農地は左側へ赤く塗ってある所です。病院の東館が平成4年に建設されて、その2番目の病院西館が平成9年、3番目の介護福祉施設が平成15年というふうに、随時増設をされています。病院の概要としては、そのようにだんだんと大きくなっていったところなんです。

周辺ですが、写真がつけてありますように、上の長い写真ですが、これが1と2の申請地で、下の右側の3が、これもまた申請せずに無断転用になっていた所です。それで合わせて1、2、3というふうに今回は出たようです。

それから、その下の左側の写真は、1、2の所を違う方向から撮られた写真で、一部はもう駐車場になっておりますが、左側の下のほう、沼のような感じの所は、途中で埋め立てをやめました。図面上は、そうなっております。

所在地は竹原市の●●町、地目は田で4筆、面積は4,626㎡、農地区分は第3種農地です。申請人は医療法人社団 ●●理事長の●●さん。地権者は●●さん、●●他3名、それから●●さんということで、転用計画としては職員駐車場87区画、来院者駐車場57区画を作るということです。

調査理由は駐車場ですが、転用の妥当性等を調査しました。

調査方法としましては、竹原市農業委員会で概要を聴取後に、現地へ出向いて調査をしました。

申請地の状況ですが、申請地は竹原市役所●●から北へ1,300m、竹原市立●●小学校から西へ200mに位置する第3種農地です。この地域は都市計画区域で、準工業地域として用途指定をされております。

転用する理由ですが、申請人は昭和21年11月竹原市●●町に外科医院を開設

されて、平成4年3月に現在地に移転し、総合病院を開設されました。その後、介護福祉サービス関連施設も併設して運営されています。ベッド数は193床で、職員駐車場及び来院者の駐車場が不足しているということで、その確保のために転用しようというものです。

申請地の選定理由ですが、病院敷地に隣接し、駐車場としての利便性が良いため選定されたものであります。

転用計画の妥当性ですが、転用事業者の病院規模、これは来院者が330名、職員数が350名等から見ても、やはり一人1台ずつの車で通勤したり来院されているので、この転用計画はやむを得ないものと判断しました。

転用内容から判断して、周辺の農地等に悪影響が生じるおそれはないと認められます。

他法令の状況ですが、該当はございませんでした。

経緯ですが、番号1から3が申請地につき、平成23年4月11日に申請を受け付けられております。そして4月20日に実施の現地確認を経て、4月28日の第4回定例総会において審議を行ったのですが、番号2、3については既に転用済み、また番号1についても転用工事途中の状況にあったことから、申請書に経緯を記した始末書の添付があったものの、転用許可基準の一般基準の審査事項のうち、信用の項目において無断転用に至った経緯が不明確なため、審議を保留されております。

その後、さらに詳しい経緯を記した顛末書の提出があったことから、5月30日の第5回定例総会において、再び審議を行われたようです。そして転用に至った経緯が一定に整理され、他の転用基準等も適合しており、転用はやむを得ない状況にあると総合的な判断がなされたため、5月の市の総会は通ったということでございます。それで今回の諮問に至っております。

なお、4月11日の申請書提出時に、番号1については、これ以上転用工事を行わないように指導をされておりました。転用事業者は転用行為停止指示に従い、転用工事を中断し、無断転用行為の謝罪と法令遵守の意向を記した始末書を提出されております。

なお、今後の転用工事は、農地法第5条許可後に行われる予定であったということで、やむを得ないのかなということで調査を終えております。

議 長 ありがとうございます。詳しくご説明をいただきました。  
ただ今、ご報告のありました案件と、それ以外の案件について、合わせて47件の諮問を受けております。  
これらについて、ご意見ご質問がありましたらお願いいたします。

常任会 議員 (質疑、特になし)

議 長 ご質問がないようなので採決に入ります。  
第2号議案は「諮問のとおり許可されることに異議ない」旨、答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

常任会 議員 (挙手) 【挙手の数の確認】

議 長 挙手全員でございます。第2号議案は、「諮問のとおり許可されることに異議ない」旨、答申いたします。  
審議事項につきましては、以上で終了しました。  
農業委員会の方々には、大変ご苦労さまでした。  
本日、提案いたしました案件は、すべて終了しました。  
会務全般について、ご意見があればお願いします。

常任会 議員 (意見、特になし)

議 長 次回の常任会議員会議は、7月15日金曜日、午前11時から、当「土地改良会館」で開催いたします。  
時間を午後1時30分から11時に大幅に変更しております。当日は、午後1時から農業委員会会長・事務局長会議を開催するため、時間変更をしたものです。よ

ろしくお願いいたします。

情報交換については、別室で1号常任議員により行いますので、ご移動ください。

これをもちまして、本日の会議を終了いたします。議員の方々には、大変ご苦  
労さまでした。ありがとうございました。

14 : 12 【終了】

議 長 ● ● ● ●

議事録署名者 ● ● ● ●

議事録署名者 ● ● ● ●